

【農業の基礎知識】

◇基礎

農業の基礎は土地です、まずは、大きさをイメージ出来るようにして下さい。

農家の方をはじめとする農業関係者や地域の方とのコミュニケーションを図ろうとした場合も、これを覚えないと始まりません。

面積・地籍

基礎	基礎×10倍	基礎×100倍
一畝歩 (ひとせぶ)	一反歩 (いったんぶ)	一町歩 (いっちょうぶ)
1 a (いちアール)	10 a (じゅうアール)	1 ha (いちヘクタール)
30 坪	300 坪	3,000 坪
100 m ²	1,000 m ²	10,000 m ²

※厳密に換算するとイコールではないものも含まれます

畝・反・町は特に重要です、これがわからないと会話の半分もわからない、伝えられない場合もありえますし、実践を交えた農業知識の習得はままなりません。

a (アール) は資料などによく使われます、畝・反・町と使われる単位が似ていますので、覚えやすいと思います。

坪はハウスなどの施設園芸を行う場合に使われます、宅地などにも使いますので大きさはイメージし易いと思います。

m² (平方メートル、へいべい) については、一番慣れ親しんだ単位だと思いましたがあまり使われません。

その他の単位

長さ	一寸	一尺	一間 (いっけん)
	3cm	30cm	180cm
重さ (米)	一合	一升	一斗
	150g	1.5kg	15kg
	一俵	一石 (いっこく)	
	四斗	10斗	
体積1	一合	一升	一斗
	0.18ℓ	1.8ℓ	18ℓ
体積2	1mℓ		1dl (デシリットル)
	0.001ℓ	1cc	0.1ℓ

※厳密に換算するとイコールではないものも含まれます。

【農業に関わる用語】

ここでは農地法や統計用語、一般的な用語等を記載します。

【農地の基本となる6つの法律の目的】

①農地法

農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認め、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ること。

②農業振興地域の整備に関する法律

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること。

③農業経営基盤強化促進法

我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与すること。

④市民農園整備促進法

主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資すること。

⑤土地改良法

農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資すること。

⑥特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与すること。

【覚えておきたい言葉】

○農業・・・耕種、養畜（養きん、養蜂を含む）または養蚕の事業をいう。自家生産の農産物を原料にして農産加工を営んでいるものも農業。しいたけやたけのこなどの林産物の生産についても農業。

次の用語は一般的には同意義で使われますが、法律上では若干意味が違います。

○農地、農用地、農用地等・・・「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法第2条抜粋）。農用地等というと、放牧に使われる林地や農用地の付随施設や宅地に作られる農業用施設（畜舎など）も含まれます（農業振興地域の整備に関する法律第3条から要約）。

○耕作・・・土地に労費を加え肥培管理をおこなって作物を栽培すること。

○農業委員会・・・農業者の公的代表として公選等により選出された農業委員で構成される市町村の行政委員会。農地法に基づき農地に関わる権利移動、農地転用等の許可等を行う。市町村とは一線を引く組織です。

○農地の権利移動・・・農地の売買、賃借等に係るもの。農地法第3条の許可が必要。賃借等については、農業者向けに農業経営基盤強化法に基づく利用権設定があります。

○農地の転用・・・農地を農地以外の目的で使用すること。自分の農地を転用する場合は農地法第4条、第3者が農地等の権利を取得して転用する場合は第5条の許可が必要。

○農振農用地・・・農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農振地域の中で更に農用地を指定します。これに指定された土地は将来に亘って確保する農地とってください。ですから、土地改良事業などの基盤整備がおこなわれた土地は必然的に指定されますし、転用（農地を農地以外の目的で使用すること）についても厳しく規制されます。農林水産課所管

一般的には、農家も農業者も同じような場面で使われますが、統計上の分類は以下のとおりです。

○農家・・・経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯

販売農家・・・経営耕地面積が30a以上、または農産物販売金額が年間50万円以上ある農家

自給的農家・・・経営耕地面積が30a未満、かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

○農家以外の農業事業体・・・経営耕地面積が10a以上、または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体。法人や任意組織で行う農業経営体のこと。

○農家世帯員・・・原則として住居と生計を共にする者

○農業従事者・・・15歳以上の農家世帯員で年間1日以上農業に従事した者

○農家組合・・・小字単位程度（大きさは地域毎に違います。）の農家の組織する団体、大体は集落単位での農家の集まりですので、家を移転した農家などは違う農家組合に入っている事もあります。農協などとのパイプ役の他に、地域によっては集落や水利組合などの基礎となる団体に当たることもあります。

○土地改良事業・・・耕作のし易いように農地の基盤を整備すること。具体的には、田畑の区画を整理、用水路と排水路の分離や農道の設置などが代表的な事業。区画の整理は単に‘ほ場整備’と言うことの方が多いです。最近では1町歩区画の整備もされていますが、3反歩区画で整備されるものが多いので大きさの目安に。

○水利権・・・水利権という言葉は入っていませんが河川法の中で水利の利用について規定されています。河川や湖沼の水などを取水し利用することができる権利で、慣行水利権と許可水利権があります。

○土地改良区・・・土地改良法で設置された団体です。農家は田畑の面積に応じて賦課金を払って改良区で農業用ダムや農道などの農業施設の維持管理をおこなっています。

○水利組合・・・水の管理と調整をする受益者が組織する任意団体。任意団体ですが土地改良区と同様、賦課金を徴収し用水施設などの維持管理をおこないます。

○農道・・・厳密に言えば土地改良法等の事業によって造成された道路が農道ですが、一般的には耕作のために使われる農業用の道路。

○林道・・・森林法で管理される道路で、基本的には材木の伐採や搬出などの林業の受益のため整備されます。一般道路ではありませんので、一般車両にとっては悪路や施錠などもされている事もあります。

次の言葉は、同じ意味や関連した言葉ですので同じ場面で繰り返し出てきます。

○減反、転作、生産調整・・・米の生産を制限する政策の事。米の生産量の拡大、消費量の減少により昭和40年代半ばからおこなわれ、制度の細部も数年毎に変更しながら現在に至っている。水稻単作地帯の市域では土地の条件が合わず転作（米以外の作物をつくる事）奨励作物の栽培が難しく、農家の耕作意欲の減少、それらに伴う、遊休農地、耕作放棄地の増加の一因となっている。

○野焼き、芝焼き、芝燃し・・・大きなものでは1月中旬～2月中旬にかけて主に区（集落）単位で行われる、土手を燃やす行事。森林法に基づく火入れの許可手続きを得ておこなうもので、農家としては病害虫の防除として欠かせないものです。